

「太閤なにわの夢募金」 応援事業 募集要綱

(趣旨)

第1条

この要綱は、「太閤なにわの夢募金」の広報に協力いただける事業を募集する「太閤なにわの夢募金応援事業」(以下「応援事業」という)に関する手続等を定めるものである。

(目的)

第2条

応援事業は、多くの方に豊臣石垣公開プロジェクトの意義と魅力を伝え、「太閤なにわの夢募金」の機運醸成を図ることを目的とする。

(募集事業)

第3条

募集する応援事業は、「太閤なにわの夢募金」応援事業ロゴ(以下「応援ロゴ」という。)等を使用し、「太閤なにわの夢募金」の広報に寄与すると、太閤なにわの夢募金実行委員会(以下「実行委員会」という。)が判断する事業とする。ただし、応募された事業が以下の項目に該当する場合は応援事業として認めない。

- (1) 特定の政治、思想、宗教等の活動のために、応援事業を利用する場合、又はそのおそれがある場合。
- (2) 応援ロゴを商品化して販売する場合、又はそのおそれがある場合。
- (3) 法令等及び公序良俗に反する場合、又はそのおそれがある場合。
- (4) 応援事業の目的に反する、又は品位を損なうおそれがある、又は豊臣石垣公開プロジェクト及び「太閤なにわの夢募金」についての正しい理解を妨げるおそれがある場合。
- (5) その他実行委員会が不相当と判断する場合。

(事業実施者)

第4条

応援事業の実施者は、応援事業の目的を理解し、「太閤なにわの夢募金」を積極的に広報できる個人・団体・法人とする。ただし、事業実施者又は実施団体・法人の構成員に、大阪市暴力団排除条例第2条第1号から第3号に規定する暴力団又は暴力団の構成員であると認められる者がいる場合は事業実施者として認めない。

(事業募集期間)

第5条

応援事業の募集期間は、施行日から「太閤なにわの夢募金」事業が終了するまでとする。

(登録)

第6条

応援事業の登録については、次のとおりとする。

- (1) 応援事業実施者として申請しようとする者(以下「申請者」という)は、原則とし

て、応援事業実施の1週間前までに、「太閤なにわの夢募金」応援事業登録申請書（様式1。以下「申請書」という）を実行委員会に提出しなければならない。

- (2) 実行委員会は、申請者から申請書を受理した場合、第3条、第4条の規定により審査のうえ、応援事業としての登録を行い、「太閤なにわの夢募金」応援事業認定通知書（様式2）を送付する。
- (3) 応援事業として登録された事業（以下「登録事業」という）を変更、中止する場合は、「太閤なにわの夢募金」応援事業変更・中止届（様式3）を提出しなければならない。
- (4) 実行委員会は、登録後であっても、第3条、第4条に規定に抵触する事由が発生した場合、登録を取り消すことがある。なお、その際の異議申し立て等は一切受け付けない。
- (5) 販売商品に応援ロゴを使用する場合、売上の一部を「太閤なにわの夢募金」に寄附することとし、その割合等の詳細については、実行委員会と協議することとする。

（登録事業の実施）

第7条

登録事業を行う際は、次のとおりとする。

- (1) 登録事業を行う際は、委員会から付与する応援ロゴ等を使用して広報活動を行うこと。応援ロゴの使用にあたっては、以下のとおり取り扱うこととする。
 - ① 登録事業以外に使用しないこと。
 - ② 応援ロゴの改変等を行わないこと。
 - ③ 事業の実施に際し、あたかも実行委員会の許認可や保証等を受けているかのように装わないこと。
- (2) 登録事業者は、その事業のすべてを終了した時から2週間以内に、「太閤なにわの夢募金」応援事業実施報告書（様式4）により実施事業内容等を報告しなければならない。
- (3) 登録事業の実施にあたり、実行委員会からの経費負担、会場等の提供は一切行わない。
- (4) 登録事業に伴って生じた事故等について、実行委員会は一切を保障しない。

（事務）

第8条

この要綱に係る事務は、太閤なにわの夢募金実行委員会事務局が行う。

（補則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は実行委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年12月1日から施行する。